

## 自動販売機設置管理協定書

太宰府市（以下「貸付人」という。）と（以下「設置事業者」という。）とは、設置事業者が行政財産使用許可申請に基づき設置する自動販売機の設置管理に関し、行政財産使用許可書に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

### （設置場所及び台数）

第1条 設置事業者は、貸付人が指定する下記の場所に自動販売機を設置し、管理するものとする。

設置場所：太宰府歴史スポーツ公園駐車場自動販売機コーナー

設置台数：1台

### （行政財産使用許可及び使用料）

第2条 設置事業者は、貸付人の指定する期日までに、自動販売機の設置に伴う行政財産使用許可の申請及び使用料の納付を適正に行わなければならない。

### （協定期間）

第3条 自動販売機の設置期間は、前条の設置事業者の申請に対し貸付人が許可した期間とする。

ただし、設置施設の運営形態や自動販売機設置の必要性を勘案し、貸付人が適当と判断した場合には、令和10年3月31日まで引き続き使用許可を行う。

2 本協定の期間は、前項に規定する自動販売機の設置期間とする。

### （電気使用料）

第4条 自動販売機の運転に必要な電気使用料は、設置者の負担とします。原則設置者において、適正な規格品である計量機器（子メーター）を設置し、その消費電力量に応じた金額を貸付人が発行する納入通知書により、指定する期日までに納付しなければならない。

2 設置事業者は、前項の規定により設置した計量機器（子メーター）の数値を、当該月の翌月20日までに、書面により貸付人に報告するものとする。

### （納付金）

第5条 納付金は、自動販売機の売上実績額に、納付金率 %を乗じて得た額とす

る。

ただし、その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 設置事業者は、自動販売機に係る各月ごとの売上本数、売上実績額及び納付金額を、当該月の翌月 20 日までに、書面により貸付人に報告するものとする。

3 設置事業者は、納付金を貸付人が指定する期日までに納めなければならない。

#### (設置費用等)

第 6 条 自動販売機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て設置事業者の負担とする。

#### (販売品目の構成等)

第 7 条 自動販売機により販売する品目の構成、種類等については、次のとおりとする。

(1) 販売品目については、缶、ペットボトル、紙パック、ビン類とし、多品種、多品目で一般市場において認知、支持を受けている商品を構成とするよう努めるこ

と。

(2) 販売開始後に貸付人から(1)の品目の構成、種類等の変更について要望があ

った場合、設置事業者は誠意をもって対応すること。

(3) 酒類(いわゆるノンアルコール飲料を含む。)の販売は行わないこと。

#### (販売価格)

第 8 条 販売価格は、販売商品のメーカー希望小売価格を上回らないこととすること。

#### (維持管理責任等)

第 9 条 商品の補充及び金銭管理等自動販売機の維持管理については、すべて設置事

業者が行うものとする。

2 設置事業者は、商品の消費期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に

行わなければならない。

3 設置事業者は、自動販売機の維持管理を第三者に行わせようとする場合は、自動

販売機を設置する日までに、設置事業者と当該第三者との間で委託契約又は協定等

を締結し、当該委託契約書又は協定書等の写しを貸付人に提出しなければならない。

4 設置事業者は、設置事業者が設置した使用済み容器の回収ボックス内にある使用

済み容器を、設置事業者の責任で適切に回収しなければならない。

5 設置事業者は、衛生管理及び感染症対策について、関係法令を遵守するとともに、

設置事業者の従業員に対しその徹底を図り、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行わなければならない。

6 設置事業者は、自動販売機の設置にあたって、据付面を十分に確認した上で安全に設置しなければならない。

7 自動販売機の故障、問い合わせ、苦情等については、設置事業者の責任において対応しなければならない。

#### (自動販売機設置の中止)

第10条 設置事業者は、行政財産使用許可を取り下すことにより自動販売機の設置を中止することができる。

2 前項の規定により行政財産使用許可を取り下げるときは、設置事業者は3ヶ月前までに書面により貸付人に申し出て、承認を得るものとする。

3 第1項の規定により行政財産使用許可を取り下げた場合においても、納付済の使用料は返還しない。

#### (協力関係)

第11条 貸付人は、自動販売機の保守管理に協力するとともに、正常に稼働しない場合は直ちに設置事業者に連絡する。設置事業者は、貸付人より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

#### (賠償責任)

第12条 設置事業者は、自動販売機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、貸付人及び第三者に損害を与えた場合は、設置事業者の責任において一切解決するものとする。

ただし、当該事故が貸付人の責に帰すべき事由により生じたときは、貸付人が補償する。

#### (自動販売機の盗難及び破損)

第13条 貸付人は、貸付人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機の盗難及び破損に関しては、一切の責任を負わない。

2 設置事業者は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧しなければならない。

3 貸付人は、自動販売機の毀損、汚損又は紛失を発見した場合は、速やかに設置事業者に通報しなければならない。

4 第2項の復旧に要する費用は、設置事業者が負担するものとする。

(売上調査)

第14条 貸付人は必要に応じて、自動販売機に係る売上本数及び売上高について、調査を実施することができる。設置事業者はこれに協力しなければならない。

(自動販売機の交換)

第15条 設置事業者が自動販売機の交換（リプレイス）を実施する場合は、あらかじめその旨を貸付人に申し出た上で、承諾を受けなければならない。

(協定解除)

第16条 貸付人は、設置事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、行政財産使用許可を取消し、この協定を解除するものとする。

- (1) 本協定の条項に違反したとき。
- (2) 事業の存続が困難であると認められたとき。
- (3) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。
- (4) 第2条、第4条及び第5条の規定による使用料等の支払い義務を履行せず、貸付人の催告にもかかわらず、納入期限を3ヶ月以上経過してもなお履行しないとき。

2 前項により協定が解除された場合、設置事業者はこれによって生じる損失の補償を、貸付人に請求できないものとする。

3 設置事業者は、前項の規定により協定が解除された場合には、貸付人が指定する期日までに自動販売機を撤去しなければならない。

4 設置事業者は、自動販売機を撤去したときは、設置事業者の責任と負担において原状回復を行い、貸付人の確認を受けるものとする。

(原状回復)

第17条 設置事業者は、協定期間が満了した場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、貸付人に返還する。ただし、貸付人が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

(疑義の解釈等)

第18条 この協定書の定めに疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、その都度、貸付人と設置事業者が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者記名・押印の上、各自がそれぞれ1通を保有する。

令和 8年 月 日

貸付人 太宰府市観世音寺一丁目1番1号  
太宰府市長 高原 清

設置事業者